

3. 石徹白のまちづくりに向けて

(1) まちづくりの基本的考え方

1. 貴重な自然、歴史・文化資産の保全継承と石徹白の地域づくり

石徹白地区の自然、歴史・文化資産は、郡上市にとってのみならず、我が国にとっても貴重なものである。これらは、石徹白固有の魅力や住みやすさも生み出している。

現在の石徹白は、高齢化や人口減など、様々な課題を抱えているが、これらの資産は、石徹白地区の魅力を向上し、課題の解決に寄与するものと考えられる。

まずは、石徹白の自然、歴史・文化資産を住民が認識しなければならない。認識されることで、保全・継承が図られ、同時に、これらを活かした地域づくりが始まるのである。



(2) 石徹白らしい景観形成とルールづくり

1. 石徹白らしい景観の読み解きと地域住民での共有

景観を考えてゆくには、集落を取り巻く自然や歴史・文化、生活、生業など様々な側面からアプローチし、その景観を成り立たせている背景や要因を含めた「石徹白らしさ」を解き明かしていくことが大切である。明らかとなった「石徹白らしさ」を地域住民が共有し、今後の景観形成の指針としていくため、住民自身がわかりやすい言葉にまとめ、共通言語としていくことが重要である。

2. 景観形成のルールづくり

「石徹白らしい景観」を次世代に継承し、個性や魅力を高めるには、景観に対する住民の共通認識をもとに、ルールづくりを行うことが考えられる。ただし、景観は、本来は住民意識の力で継承されていくものであるから、ルールはあくまで補完的な手法であることに注意したい。

3. 景観づくりの模範となるものの称賛、登録

「石徹白らしい景観」に寄与する模範的なものについては、称賛していくことも必要である。「石徹白らしい景観」と住民が思うものについては、登録しリスト化することも考えられる。例えば、新築の建物であっても、「石徹白らしさ」を持つものについては、称賛の対象とする。

将来的には、こうした模範的なものについて、建物であれば外観上の修景だけでなく、部材の修繕や雪下ろし等建物の維持費用を助成するなど、ひろく景観制度の運用拡大について、検討を進めることができると期待される。

4. 景観形成ルール（例）

石徹白の景観の重要な構成要素には、「石徹白らしい」形態意匠を受け継ぐ民家のほか、水路や畦畔等に見られる石積み、洗い場、消雪池がある。こうしたものについて、建物の形態や色彩を「石徹白らしい」にそろえること、開放的な屋敷構えを受け継ぐこと、石積みや水路といった景観要素を保存することをルールとして位置づけていくことなどが考えられる。

また、集落が緩やかな斜面地に広がり、その周囲を河川や山林等の自然が取り囲むという伝統的な土地利用形態そのものをルール化し保全することも考えられる。

2. 面の取り組みと点の取り組み、緩やかな交流の復活、連携の段階的発展

石徹白地区の地域づくりは、まず住民が中心となり、地区外の市民の協力を得ながら、自然、歴史・文化資産の価値について理解と関心を深めるところからスタートする。次に、石徹白全体に係る「面の保全」と、建物や住まいに係る「点の保全」による、自然、歴史・文化資産の保全と継承を図ることが考えられる。「面の保全」とは、緑地保全や景観形成のルールづくりであり、「点の保全」とは歴史的建造物の保全や空き家活用を通した生活文化の見直しなどがあげられる。

その上で、ひろく情報発信を行うことで、石徹白や白山に深い関心を持つ人々に石徹白を訪れてもらい、穏やかな交流を生み出し、一定の経済的效果や定住者確保に向けた布石を打つことが考えられる。

また、長滝地区や八幡地域など市内の他地域や、環白山地域、或いは、市外の歴史的集落との広域的な連携を模索することも必要である。

段階的なルールづくり

	建物	工作物、庭、農地など
ちょっとした配慮でできること	建物の大まかな形態、色彩をそろえる ・ 傾斜屋根にする ・ 建物高さを現在のレベルに抑える ・ 屋根や壁の色を落ち着いたものにする（※）	見通しの良い落ち着いた景観を保つ ・ 見通しを妨げるような垣、柵をつくる ・ 看板は落ち着いたデザインにし、必要最小限の大きさ、数にする（※）
景観づくりへの関心が高まったら、積極的に取り組みたいこと	建物の形態、素材に配慮する ・ 緩やかな勾配屋根にする（3～4寸勾配） ・ 板壁にする（トタンや新建材による被覆をやめる） ・ 古材を積極的に再利用する	工作物の形態、素材に配慮する ・ 畦や敷地周り、擁壁等に石を使う ・ 雪回しのデザインに配慮する（※） 農地等を活用する ・ 休耕田を活用する（花咲など）
石徹白の生業や生活の活性化とあわせ取り組みたいこと (関連事項) 山林の維持管理 農業の継続	建物の素材・工法にこだわる ・ 地元の杉材を用い、伝統的な工法で建築する（屋根：登梁構造、束立て構造　壁：落とし板工法）	工作物の素材・工法にこだわる ・ 畦、水路、洗い場、消雪池、擁壁等は石積みで構築する 農地等の土地利用を維持する ・ 農地を保全する（休耕田、荒地をつくらない） ・ 集落を取り囲む川、山林を保全する

（※）実験的な取り組みを通じ、基準を設定する項目

山林地区 集落を取り巻く山林の保全

伝統的集落地区 伝統的な土地利用や集落景観の保全、継承

○在所ごとに重要な区域、先行的に取り組む区域を設定する等し、「自主ルール」の検討、運用に取り組む。
○ルールづくりのための実験的取り組みを行う。
(例:屋根の色彩、雪回し等)

自主ルール【基準の例】

建物
○屋根の色彩は集落景観と調和する落ち着いた色とする。
○外壁の色彩は自然素材が持つ色を基調とし、落ち着いた色合いの低彩度色を用いる。
○軒庇は極端に長くしない。
○建物の新築、改築等に際し、元の部材を極力再利用する。

工作物等
○見通しを妨げるような垣、柵を設けない。
○雪回しのデザインに配慮する。
○休耕田は景観に配慮した活用を行う。
○畦、水路、洗い場、消雪池、擁壁は、石積みで構築することが望ましい。やむを得ずコンクリートで構築する場合にあっては、玉石を埋め込むなど周辺景観と調和するよう配慮する。

法ルール【基準の例】

建物
○建物の高さは、1階、つし2階、2階までとする。
○3寸～4寸の勾配屋根とする。

工作物等
○屋外広告物は、周辺環境との調和のとれた落ち着いた意匠とし、必要最小限の大きさとする。
※景観法に基づく届出制

⇒将来的に、自主ルールを郡上市独自の景観条例に位置づけることを検討

他の集落地区 伝統的な集落景観との調和

法ルール【基準の例】

建物
○建物の高さは、1階、つし2階、2階までとする。
○傾斜屋根とする。
○屋根の色彩は集落景観と調和する落ち着いた色とする。
○外壁の色彩は自然素材が持つ色を基調とし、落ち着いた色合いの低彩度色を用いる。

土地の区画形質の変更
○造成等に関わる切土及び盛土の量は、極力少なくし、やむを得ず擁壁等を設ける場合にあっては、必要最小限のものにし、周辺の景観を配慮して適切な緑化措置等を図る。

※景観法に基づく届出制

景観づくりの模範となる建物【基準の例】

○地元の杉材を用いている。
○小屋は登梁構造又は束立て構造で、軒裏を新建材等で覆っていない。
○壁は落とし板工法で、外壁面をトタンや新建材等で覆っていない。

⇒将来的に、建物の維持費用に対する支援を検討

※重要な建物については、指定・登録文化財による保存を進める（次項参照）。

⇒将来的に、景観農業振興地域整備計画の策定を検討
(景観と調和のとれた土地の農業上の利用の誘導を図る)